



ここが知りたい EPA解説ウェビナー②

一品目別原産地規則概要及びジェットロ原産地証明ナビの紹介

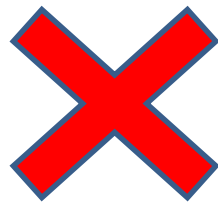
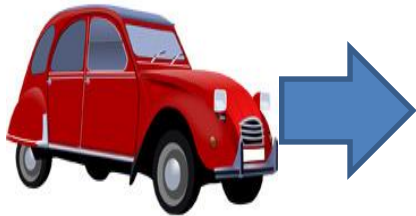
日本貿易振興機構(ジェトロ)
お客様サポート部貿易投資相談課
課長代理 石川雅啓

2021年11月17日

1. 原産地規則 (Rules of origin) とは (1)

- ◆ 原産地規則とは、輸出入される貨物が日EU・EPAの原産品として認められるための要件。
- ◆ 日本又はEUで完全に生産された製品や、日本又はEU外から輸入した材料を使用して生産された製品であって、品目ごとに定められた、日本又はEU内における「付加価値」や「加工度」等に係る基準(品目別原産地規則(PSR: Product-Specific Rules of Origin))を満たした「**原産品 (originating product)**」が、日EU・EPAによる関税撤廃・削減の対象となる。
- ◆ 原産地規則には、日本およびEU以外の国で生産された製品が、不当に日EU・EPAによる特惠税率の恩恵を受けることを防ぐ意味合いもある(**迂回防止**)。

日本又はEU外で
生産された製品



日本またはEU域内で生産されていない
製品(「非原産品」)は特惠税率の対象外。

日EU・EPA
締約国内



日本又はEU内生産品

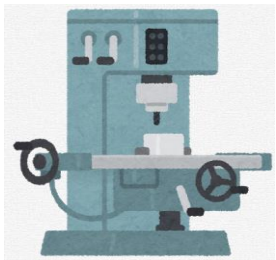


日本又はEU内で生産され、かつ、一定の
「付加価値」が付いた等の要件を満たした
製品(「原産品」)は特惠税率の対象となる。

1. 原産地規則 (Rules of origin)とは(2)

- 原産地規則は、輸出入される貨物が日米貿易協定の「原産品」として認められるための要件です。
- 域内で完全に生産された産品や、域外の材料を使用して生産した産品のうち品目毎に定められた基準(品目別原産地規則(PSR: Product-Specific Rules of Origin))を満たした「原産品」が、日米貿易協定による関税撤廃・削減の対象となり得ます。
- 原産地規則には、日本又は米国以外で生産された産品が、不当に日米貿易協定上の特惠税率を付与されることを防ぐ意味合いもあります(迂回防止)。

日米以外における生産品

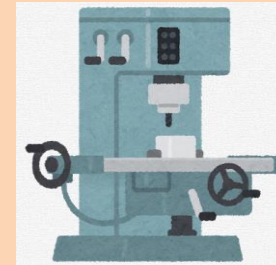


日本・米国内で生産されていない産品は特惠税率の対象外です。

日本・
米国内



日本・米国内における生産品



日本・米国内で生産され、かつ、一定の「加工」がされた等の要件を満たした産品(「原産品」)は特惠税率の対象となり得ます。

2. 原産品とは

- ◆ 日本が締結しているEPAでは、①完全生産品、②原産材料からのみ生産される製品または③非原材料を使用し品目別規則(PSR:Product-Specific Rules of Origin)を満たす製品を、原産品として認定(日インドEPAは①と③のみ)。
- ◆ 締約国間で行われた生産をひとまとまりのものとみなし、原産地基準を満たしているかを確認する(累積)。

完全生産品

《類型》

- 農水産品、鉱業品の一次産品:一次産品の収穫、収集、採掘等を「生産」として捉える。
- くず、廃棄物やそれらから回収された物品:くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」として捉える。
- 上記完全生産品のみから生産された物品:完全生産品またはその派生物から生産される製品も完全生産品であるという概念

《完全生産品の例》

- 収穫等された植物
- 生きていた動物であって、生まれ、かつ飼育されたもの
- 生きていた動物から得られる産品
- 締約国内で狩猟、漁労等により得られる動物
- 養殖によって得られる水産物
- 抽出・採掘された鉱物性生産品
- 締約国の船舶により領海外の海で採捕された水産物
- 締約国の工船上で前項に規定される産品から生産される産品
- 締約国外の海底又はその下から得られる産品(国際法に基づく)
- 製造や加工作業等において生じたくず
- 原材料の回収のみに適するくず
- これら上記のものから得られ、生産されたもの

原産材料からのみ生産される製品

- 生産に使用された材料が原産材料であるもの。
- 非締約国の材料(非原産材料)が含まれていても、当該材料が原産地基準を満たしていればよい。

品目別規則(PSR)を満たす製品

- 使用された非原産材料に加工等を加え、定められた変更をもたらしたことにより、原産品となった産品。
- 品目別規則(PSR)は関税番号毎に要件を定めている。
- その要件は以下の3基準に分類される。
 - ①関税分類変更基準
 - ②付加価値基準
 - ③加工工程基準

3. 日EU・EPAの原産地規則

次のいずれかの商品は、締約国の「原産品」である

(日EU・EPAの場合)

(1) 当該締約国の**完全生産品(WO)・・・A**

当該締約国の領域において完全に得られ、または生産される商品

(2) 当該締約国の**原産材料のみから生産される商品(PE)・・・B**

注: 2次材料以前の材料に非原産材料を使用しているが、1次材料が全て原産材料の場合

(3) 当該締約国で**完全には得られず、または、生産されない商品**

= 品目別原産地規則(PSR)

◆ 関税分類変更基準・・・C1

◆ 付加価値基準・・・C2

◆ 加工工程基準・・・C3

◆ 自動車・自動車部品の特別規定・・・C4

(4) 品目別原産地規則に関する例外規定(十分な変更とはみなされない作業又は加工)および救済規定(**累積・・・D**、**許容限度・・・E**)

(5) その他特別な規定(付属品、包装・梱包用材料等の取り扱い、商品のセット等)

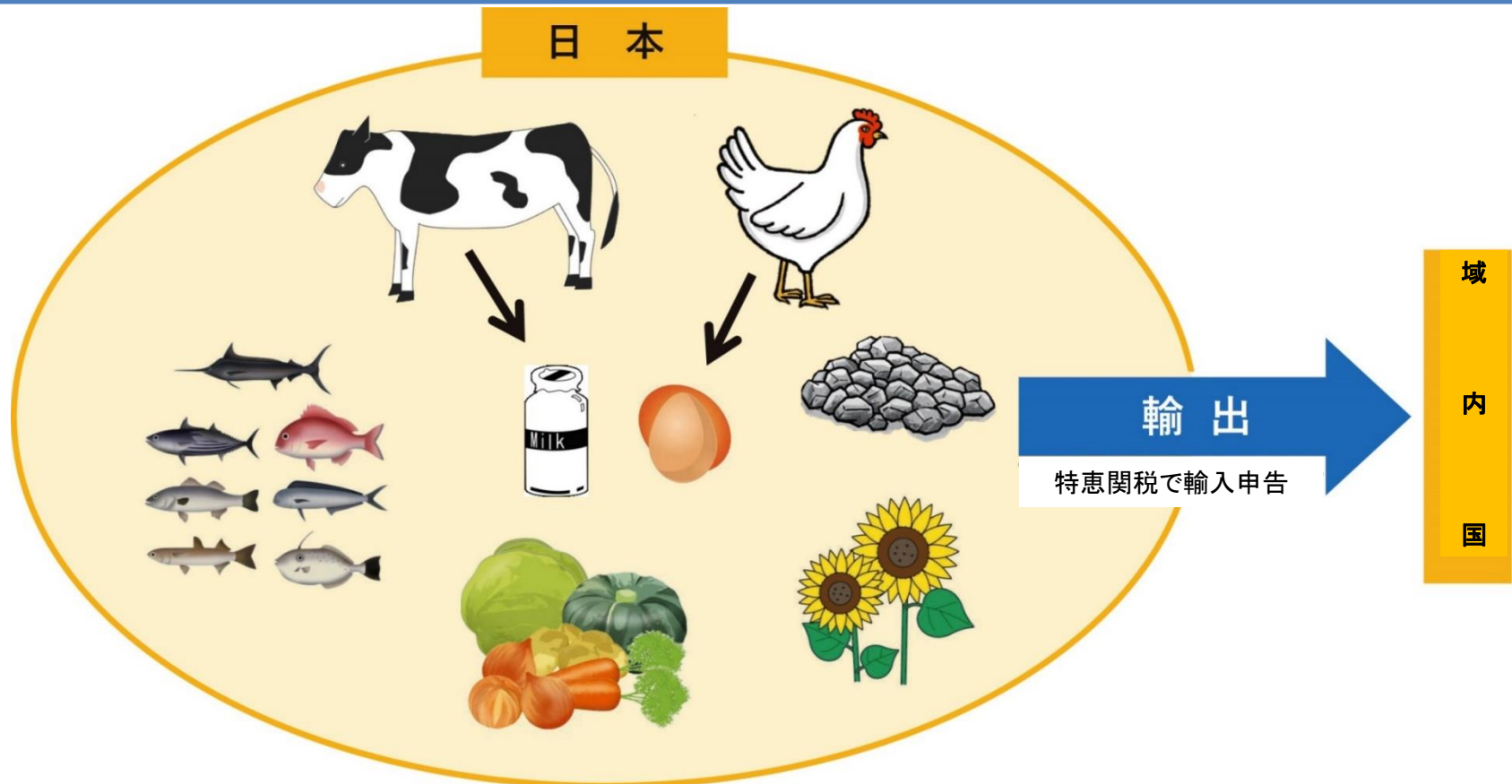
4. 原産地規則で使われる用語

記号	内 容	備 考
WO	締約国において完全に得られ、 または生産されていること	Wholly Obtained
CC	各類、項、号の産品への他の類 (HSコードの2桁)の材料からの変更	Change of Chapter (類の関税分類変更基準)
CTH	各類、項、号の産品への他の項 (HSコードの4桁)の材料からの変更	Change of Tariff Heading (項の関税分類変更基準)
CTSH	各類、項、号の産品への他の号 (HSコードの6桁)の材料からの変更	Change of Tariff Subheading (号の関税分類変更基準)
RVC	控除方式の域内原産割合	計算式: $RVC = (FOB - VNM) / FOB \times 100$ RVC: Regional Value Content (域内原産資格割合) FOB: Free on Board (FOB価額) VNM: Value of Non-originating Materials (非原産材料総額)
MaxNOM	非原産材料の最大割合	非原産材料の価額(VNM) ÷ 産品の工場出し価額(EXW) × 100 ≤ 閾値

注: 対象品目は輸出締約国で生産された産品であること

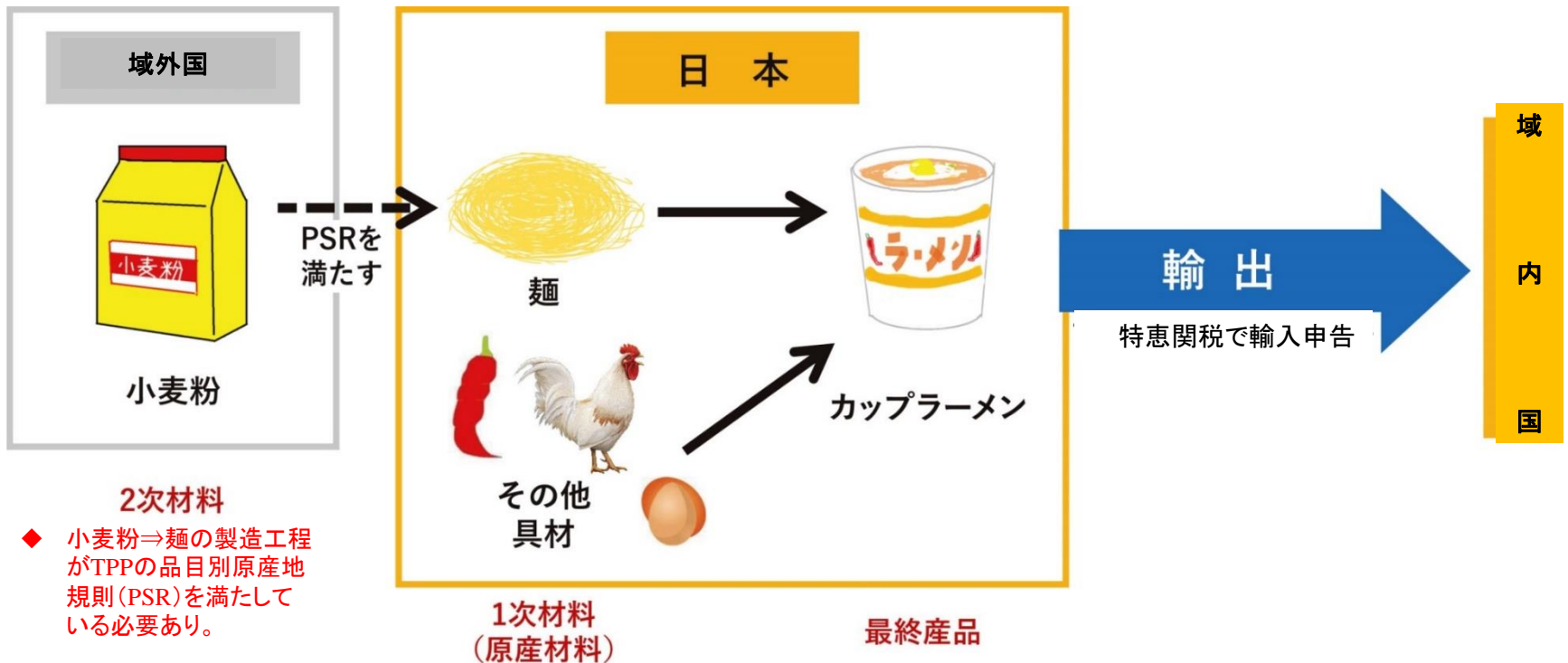
5. 原産性の判断基準 ①～完全生産品～

- ◆ 域内で完全に得られ、または生産される商品は、原産品となる。
- ◆ 具体的には農水産品(動植物・魚介類・卵・牛乳等)、鉱物資源など。



5. 原産性の判断基準 ②～原産材料のみから生産される製品～

- ◆ 域内の原産材料のみから生産される製品のこと。
- ◆ 完全生産品との違いは、製品の材料の材料(二次材料)に域外国のものを含み、それを使用して域内国で一次材料(原産材料)へと加工し、生産する点。



5. 原産性の判断基準 ③～品目別原産地規則(PSR)を満たす製品～

- ◆ 非原産材料を使用しているも、域内国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品を原産品と認めるもの。
- ◆ PSRでは、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が規定されている。

PSRを満たす産品のイメージ



【PSRの3類型】

- ①関税分類変更基準: 材料と最終産品との間に特定の関税分類(HSコード)の変更があること。
- ②付加価値基準: 材料に一定以上の付加価値を付加すること。
- ③加工工程基準: 材料に特定の加工(例: 化学品の化学反応)がなされること。

5. 原産性判定方法③-1 ～関税分類変更基準～

(例) TPP11

HSコード上2桁(「類」=「Chapter」)の変更(CC)の例

- ◆ 革製の時計バンド(HSコード:9113.90)の製造のため、加工をTPP11域内で行う場合
- ◆ PSR:「第9113.90号の製品への他の類の材料からの変更」



HSコード上4桁(「項」=「Heading」)の変更(CTH)の例

- ◆ テレビ(HSコード:85.28)の製造のため、加工・組立てをTPP11域内で行う場合
- ◆ PSR:「第85.28項の製品への他の項の材料からの変更」



HSコード上6桁(「号」=「Sub-Heading」)の変更(CTSH)の例

- ◆ パソコン(HSコード:8471.30)の製造のため、加工・組立てをTPP11域内で行う場合
- ◆ PSR:「第8471.30号から第8471.90号までの各号の製品への他の号の材料からの変更」



HSコード 全97類

1類	生きている動物	26類	鉱石、スラグ、灰	51類	羊毛、獣毛、馬毛	76類	アルミニウム、その製品
2類	食肉	27類	鉱物性燃料	52類	綿、綿織物	78類	鉛、その製品
3類	魚介類	28類	無機化学品	53類	その他の紡織用繊維	79類	亜鉛、その製品
4類	酪農品	29類	有機化学品	54類	人造繊維の長繊維	80類	すず、その製品
5類	動物性生産品	30類	医療用品	55類	人造繊維の短繊維	81類	その他の卑金属
6類	樹木、茎、根、花	31類	肥料	56類	ウオッディング、フェルト	82類	工具、道具、刃物
7類	野菜	32類	染料、顔料	57類	じゅうたん、床用敷物	83類	各種の非金属製品
8類	果実、ナット	33類	精油、化粧品	58類	特殊織物、レース	84類	ボイラー、機械類
9類	コーヒー、茶	34類	せっけん、洗剤、ろうそく	59類	塗布・被覆繊維製品	85類	電気製品、AV機器
10類	穀物	35類	たんぱく系物質、酵素	60類	メリヤス・クロセ編物	86類	鉄道用車両
11類	穀粉、でん粉	36類	火薬類、マッチ	61類	編物衣類、付属品	87類	自動車、二輪車
12類	採油用の種、果実	37類	写真・映画用材料	62類	布帛衣類、付属品	88類	航空機、宇宙飛行体
13類	植物性樹脂、エキス	38類	各種化学工業生産品	63類	その他の衣類、中古衣類	89類	船舶、浮き構造物
14類	植物性組者	39類	プラスチック、その製品	64類	履物、その部分品	90類	光学、測定・医療機器
15類	動植物性油脂	40類	ゴム、その製品	65類	帽子、その部分品	91類	時計、その部分品
16類	肉、魚の調製品	41類	原皮、革	66類	傘、つえ、ステッキ	92類	楽器、その部分品
17類	糖類、砂糖菓子	42類	革製品、バッグ	67類	羽毛製品、造花	93類	武器、鉄砲弾、部分品
18類	ココア、その調整品	43類	毛皮、人造毛皮	68類	石、プラスター、セメント	94類	家具、寝具、クッション
19類	穀物、でん粉調製品	44類	木材、その製品、木炭	69類	陶磁製品	95類	玩具、遊戯・運動用具
20類	野菜、果実の調製品	45類	コルク、その製品	70類	ガラス、その製品	96類	雑品
21類	各種の調製品	46類	わら、組物材料、かご	71類	真珠、貴石、貴金属	97類	美術・収集品、こつとう
22類	飲料、アルコール	47類	木材パルプ、古紙	72類	鉄鋼		
23類	食品残留物、くず	48類	紙、板紙、紙製品	73類	鉄鋼製品		
24類	たばこ、たばこ代用品	49類	書籍、新聞、絵画	74類	銅、その製品		
25類	塩、硫黄、土石類、石灰	50類	絹、絹織物	75類	ニッケル、その製品		

5. 原産性判定方法③-2 ～付加価値基準の計算方式～

- ◆ 協定締結国域内で付加された価値により原産性を証明する方法。
- ◆ 原産性を認めるのに十分な付加価値が国内(または協定締結国域内)で付加された場合に、原産性と認める基準。

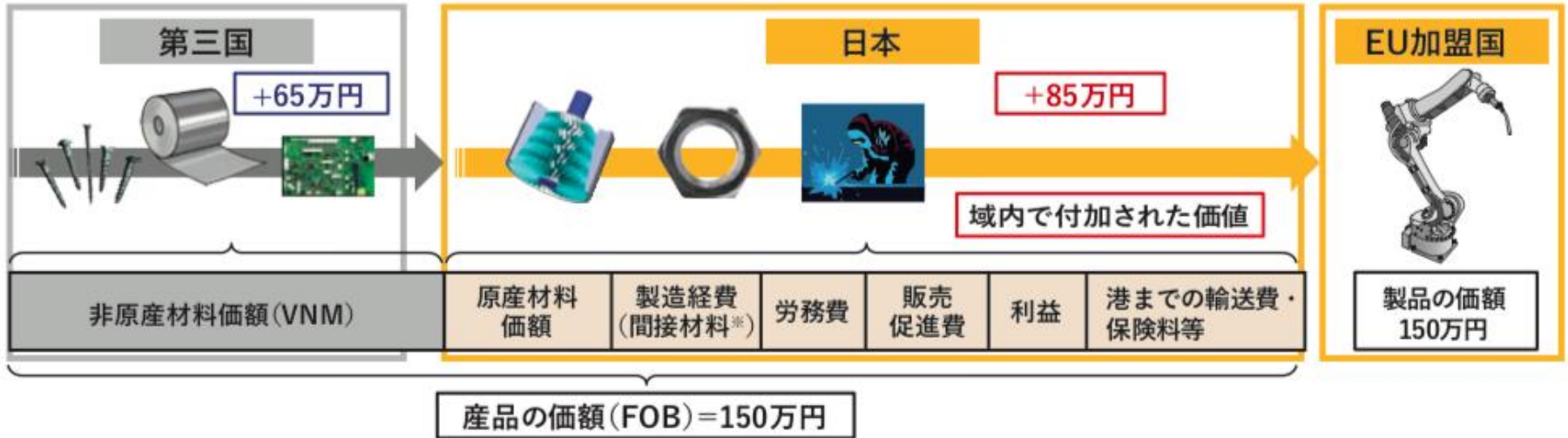
方式		計算式
域内原産割合 (%)	①控除方式	【全EPA(除く日スイスEPA)】 (輸出製品の価額-非原産材料の合計価額)÷輸出製品の価額 ×100 \geq X%
	②積上げ方式	【日インドEPA、日モンゴルEPA、RCEP】 (原産材料の価額+直接労務費+直接経費+利益)÷輸出製品の 価額×100 \geq X%
非原産材料の最大割合(%)		【日チリEPA、TPP11】 原産材料の価額÷輸出製品の価額×100 \geq X%
		【日スイスEPA、日EU・EPA、日英EPA】 非原産材料の価額÷製品の工場出し価額×100 \leq X%

(注) 輸出製品の価額＝原則、輸出する時点でのFOB価額

【日EU・EPA(控除方式)】

産業用ロボット(HS8479.50)の例

控除方式による付加価値基準を用いる場合は**55%以上の域内での付加価値が必要**。



【公式】

$$RVC(\%) = \frac{\text{FOB価額} - \text{VNM}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{150\text{万円} - 65\text{万円}}{150\text{万円}} \times 100 = 57\% \geq 55\%$$

⇒従って、この産業用ロボットはRVCが55%以上のため、原産品と認められる。

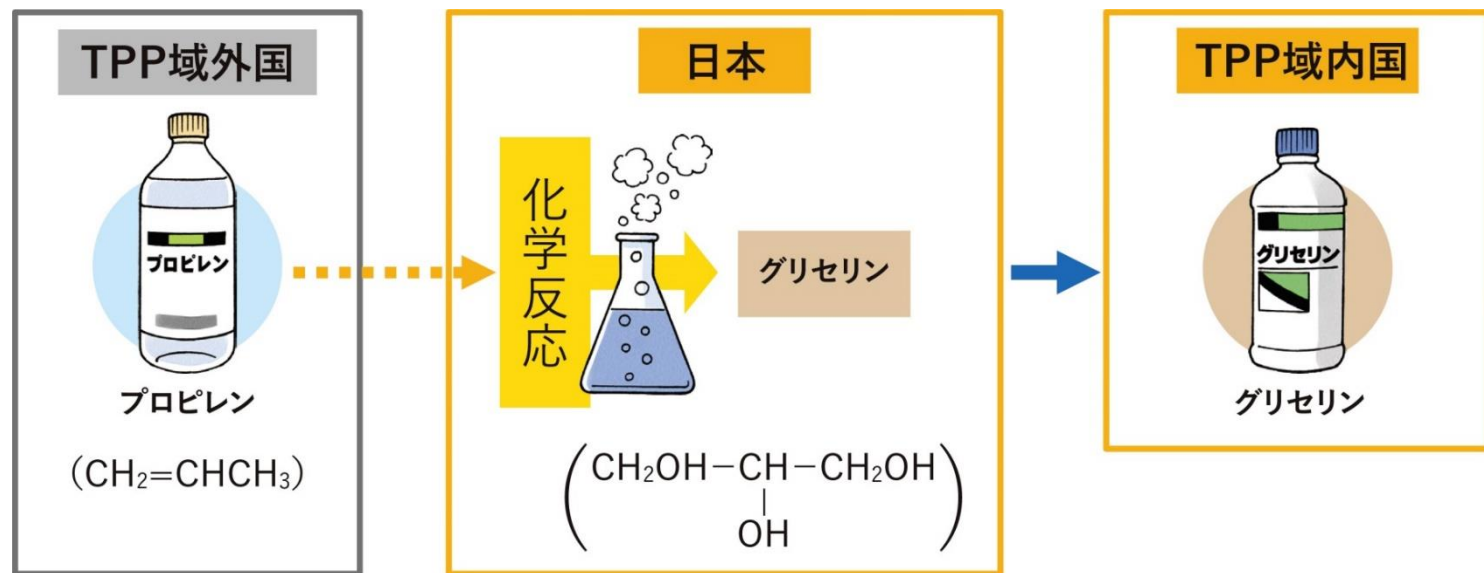
5. 原産性判定方法③ -3～加工工程基準～(例:TPP11)

- ◆ TPP11域内でPSRが定める特定の加工が行われたことを以て原産品と認める基準。
- ◆ 下の図では、材料であるプロピレンをTPP11域外国より輸入し、日本においてグリセリンを製造する事例。この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応が施されていることから、グリセリンは加工工程基準(この例の場合、特定の化学反応を経ていること)を満たし、TPP11原産品と認められる。
- ◆ 衣類等縫製品では、関税分類変更基準の要件に加えて、裁断・縫製を域内で行わなければならないとの加工工程基準がある。

(参考)グリセリン(HS2905.45)のPSR(※):

「材料が化学反応の工程(新たな構造の分子を生ずること)を経ていること」

(※)「号」(関税分類(HSコード)上6桁)変更基準と上記加工工程基準の選択制となっている。



6. 附属書での原産地規則の見方

(例) 第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び付属品

8523	録音その他これに類する記録用の媒体	
8523.90	その他のもの (注釈:磁気テープ、磁気ディスク及び磁気カードを除く)	RVC 40%または、CTH(第8542項からの変更を除く)
8528	テレビジョン受像機	
8528.12	カラーのもの	RVC <u>40%</u>
8542	集積回路及び超小形組立	
8542.10	集積回路を自蔵するカード	RVC <u>40%または、CTH(第8542項からの変更を除く)</u>
8543	電気機器	
8543.81	プロキシミティカード及びプロキシティタグ	RVC 40%または、CTH(第8542項からの変更を除く)
8543.89	その他のもの	RVC 40%または、CTH(第8542項からの変更を除く)
8543.90	部分品	RVC 40%または、CTH(第8542項からの変更を除く)

8528.12 (カラー・テレビジョン受像機)は40%以上の付加価値基準を満たしていれば原産品である

8542.10 (集積回路を自蔵するカード)は40%以上の付加価値基準または項の 関税分類変更基準のいずれかを満たしていれば原産品である

注 ①原産地基準の記号は次頁参照 ②原文は縦書き

7. 品目別原産地規則例：ワイパー(851240)

TPP11

日EU・EPA

◆ TPP11、日EU・EPAとも関税分類変更基準と付加価値基準の選択制

	TPP11	日EU・EPA
関税分類変更基準	4桁レベル	4桁レベル
付加価値基準	<p>域内原産割合（以下の方式の選択制／FOB価額に対する割合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30%以上（積上げ方式） ・ 40%以上（控除方式） ・ 50%以上（重点価額方式） 	<p>以下の方式の選択制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MaxNOM（非原産材料の最大割合）50%以下（工場出し価額/EXW） ・ RVC（控除方式の域内原産割合）55%以上（FOB価額）

八五二・四〇一八五二・九〇
 八五二・四〇号から八五二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は
 域内原産割合が(a)三十分以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十分以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十分以上(重点価額方式を用いる場合) 八五二・二項の非原産材料のみを考慮に入れる。(八五二・四〇号から八五二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としな
 さい)。

八五二・四〇一八五二・九〇
 八五二・四〇号から八五二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は
 域内原産割合が(a)三十分以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十分以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十分以上(重点価額方式を用いる場合) 八五二・二項の非原産材料のみを考慮に入れる。(八五二・四〇号から八五二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としな
 さい)。

【参考】関税分類変更基準の表記

	TPP11	日EU・EPA
2桁	「類」の変更	CC
4桁	「項」の変更	CTH
6桁	「号」の変更	CTSH

8. 日米貿易協定での原産地規則の見方

- 米国への輸出で日米貿易協定を利用する際に使用する米国の関税率表、原産地規則及び品目別原産地規則(PSR)は英文のみです。

1. 日米貿易協定

- 外務省「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」のページ
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002886_00001.html

2. 米国の関税率表、原産地規則及び品目別原産地規則(PSR)

- 協定の「英文」に掲載しています。
- 関税率表は「[Tariff Schedule of the United States](#)」
原産地規則は「[Rules of Origin and Origin Procedures of the United States](#)」
PSRは「[Product-Specific Rules of Origin](#)」
をご覧ください(いずれもANNEX II)。

* 日本への輸入に関する約束内容は、「和文」・「英文」の両方があります。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定
(略称：日米貿易協定)

[ツイート](#)

令和元年10月7日 ワシントンDCで署名

- ▶ 協定 (和文 (PDF) **英文 (PDF)**)
- ▶ (参考) 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定に関連して作成された二国間の交渉
/英文 (PDF)
- ▶ 説明書 (PDF)

9. 僅少の非原産材料(デミニマス)(1) 日EU・EPA

- ◆ デミニマス／デミニミスとは日本語では「僅少の非原産材料」と訳されるが、輸出産品(繊維以外)の取引価額の10%以下の非原産材料であれば、ごく僅かな非原産材料として無視できるというルール。日EU・EPAでは、「許容限度」という名称で第3.6条に規定。
- ◆ 本ルールは、関税番号変更基準を用いる際での利用を想定。

<具体例>

第三国産の輸入部品(クラッチの部品2品)を組み込んでFOB価額300ドルのクラッチ(HS8708.93)を生産し、日EU・EPAの特恵税率を活用してドイツ向けに輸出する場合。

・クラッチのPSRは、「CTH」(関税分類(HSコード)の「項」の変更)、もしくは域内原産割合55%の付加価値基準。

・輸出する商品と同じ「項」(8708.93)に分類される輸入部品(非原産材料)を2個使用するため(8708の品名は「自動車の部分品」)、PSRに定められた「CTH」(項の変更)はクリアできない。

・しかし、当該クラッチ部品の輸入(CIF)価額は15ドルと10ドルで合計25ドル。HSコードが変更しない非原産材料の価額合計は、FOB価額の10%以下である($25 \div 300 = 8.33\%$)。よってデミニマスルールを適用することで、原産品となる。

9. 僅少の非原産材料(デミニマス)(2) 日米貿易協定

- 産品がPSRに規定される関税分類変更の要件を満たさない非原産材料を含む場合であっても、全ての当該非原産材料の価額が当該産品の価額の10%を超えず、かつ、当該産品がその他の適用可能な要件を満たす時は、当該産品を原産品と見なします。この規定は、非原産材料を他の産品の生産において使用している場合にのみ適用します。
- ただし、僅少の非原産材料の規定を適用できない(例外)場合があります。

僅少の非原産材料の具体例



→部品価額は15ドルと10ドルで、産品価額の10%以下であるため、僅少の非原産材料ルールを適用することで、原産品となる。

僅少の非原産材料の例外

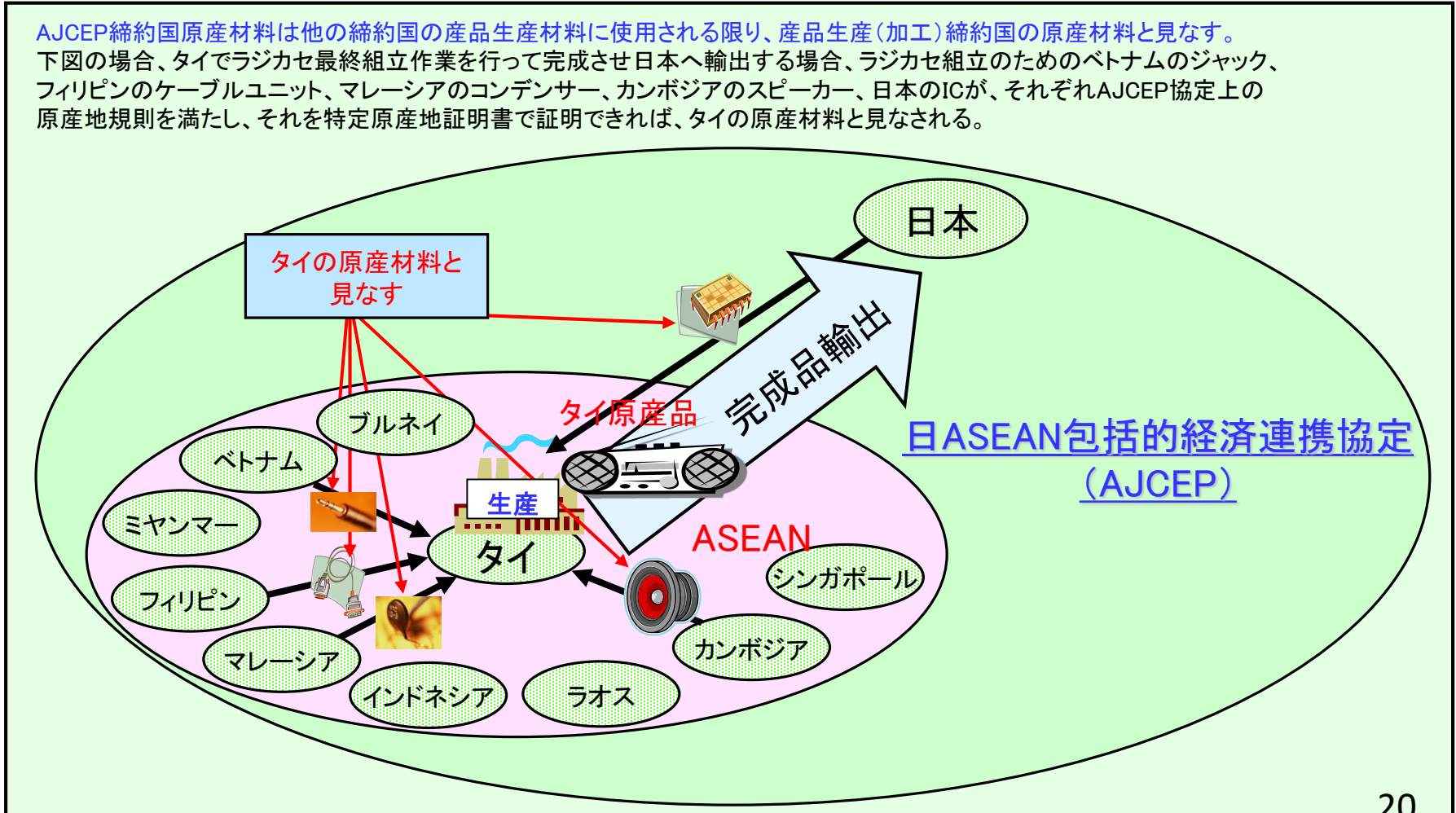
適用できない非原産材料	適用できない生産
HS 04.01~04.06 (酪農品)	HS 21.05 (アイスクリームその他の氷菓)
HS 1901.90 (酪農調整品(乳固形分含有量10%超))	

10. 累積規定 (Accumulation)

累積規定 (日ASEAN協定第29条)

締約国の原産材料であって、他の締約国において生産するために使用されたものについては、当該産品を完成させるための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料と見做す

AJCEP締約国原産材料は他の締約国の産品生産材料に使用される限り、産品生産(加工)締約国の原産材料と見なす。
 下図の場合、タイでラジカセ最終組立作業を行って完成させ日本へ輸出する場合、ラジカセ組立のためのベトナムのジャック、フィリピンのケーブルユニット、マレーシアのコンデンサー、カンボジアのスピーカー、日本のICが、それぞれAJCEP協定上の原産地規則を満たし、それを特定原産地証明書で証明できれば、タイの原産材料と見なされる。



11. 「協定原産」と「締約国原産」: 原産性は協定全体で認定されるのか、国別に認定されるのか

- ◆ **協定原産(地域原産)**: 産品の原産性が協定全体で認定
- ◆ **締約国原産(国原産)**: 産品の原産性が輸出締約国ごとに認定

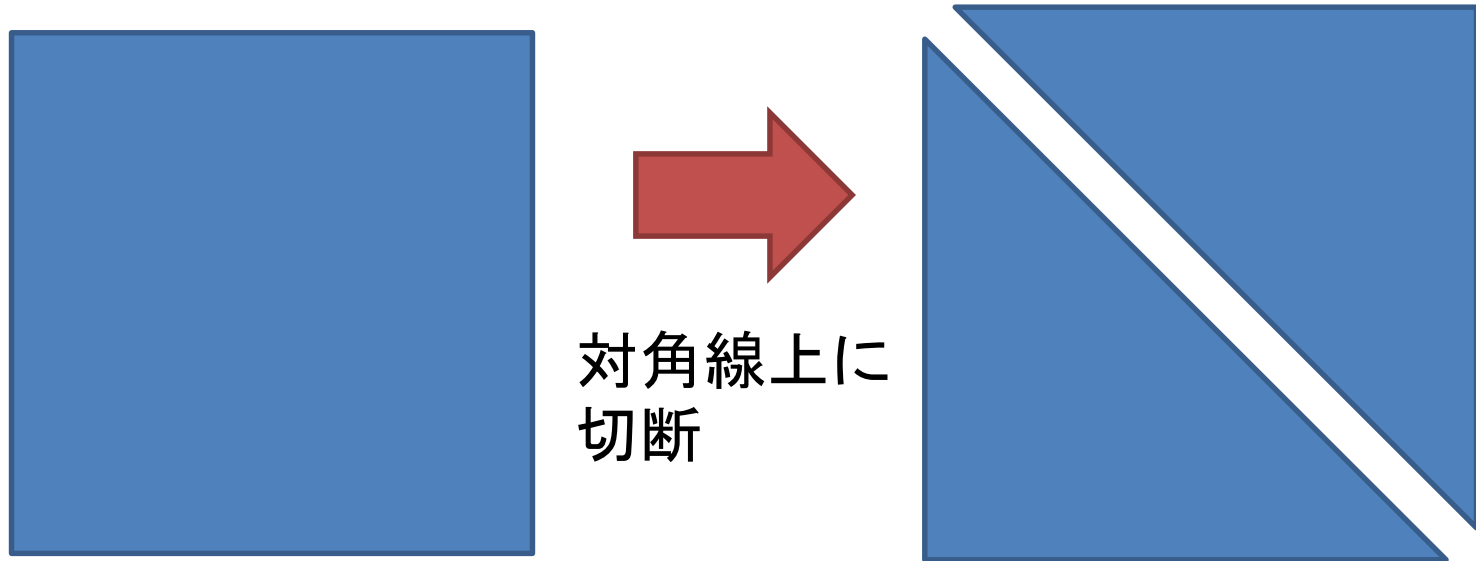


12. 原産資格を与えることとならない作業 (軽微な工程及び加工)

次の工程については、当該産品に原産品としての資格を与えるための十分な作業又は加工とはみなさない(RCEP第3.6条)。

- (a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
- (b) 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程
- (c) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破砕、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な処理
- (d) 産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程
- (e) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈
- (f) 生産品の部品への分解、(g) 動物をとさつする工程、(h) 塗装及び研磨の単純な工程、(i) 皮、核又は殻を除く単純な工程、(j) 産品の単純な混合

13. 切断しただけで類(HSコード2桁) の変更が起こる事例



正方形の綿織物 = 第52類

三角形の綿織物 = 第63類

【根拠】 HS品目表第11部 注

7 この部において「製品にしたもの」とは次の物品をいう。

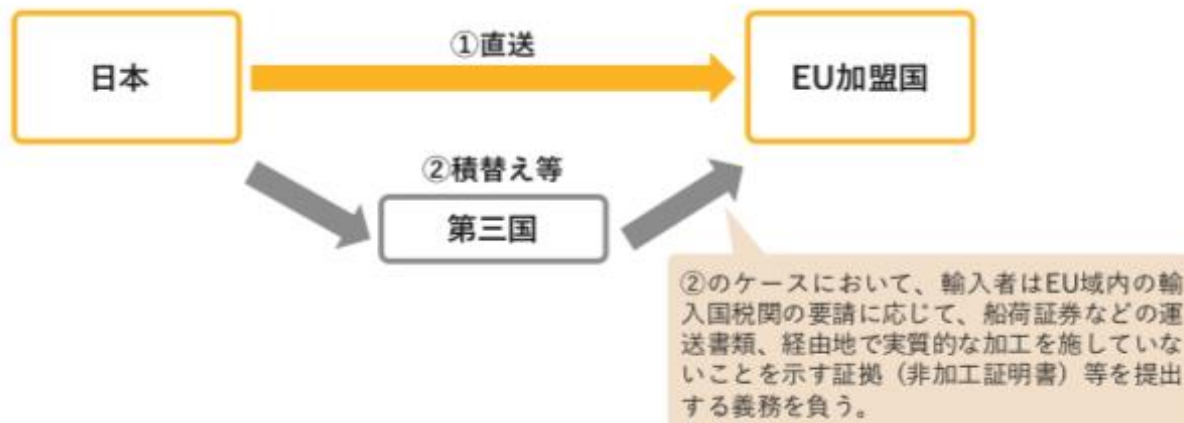
(a) 長方形(正方形を含む)以外の形状に裁断した物品。

日EU・EPAでは、原産品を相手国に輸送する場合に原産性が維持される基準が定められています。日本、EU以外の第三国を経由する際も、実質的な加工を加えておらず、当該第三国税関の管理下に置かれていれば、原産性は失われていないとみなされます。

原産地規則を満たす原産品をEU向けに輸出する場合、日本、EU以外の第三国を経由しない直接輸送①をすれば、原産性が維持されます。

第三国を経由する場合②でも、経由先で実質的な加工を加えず、当該産品が経由先で第三国税関の管理下にあれば、原産性は失われることはありません。

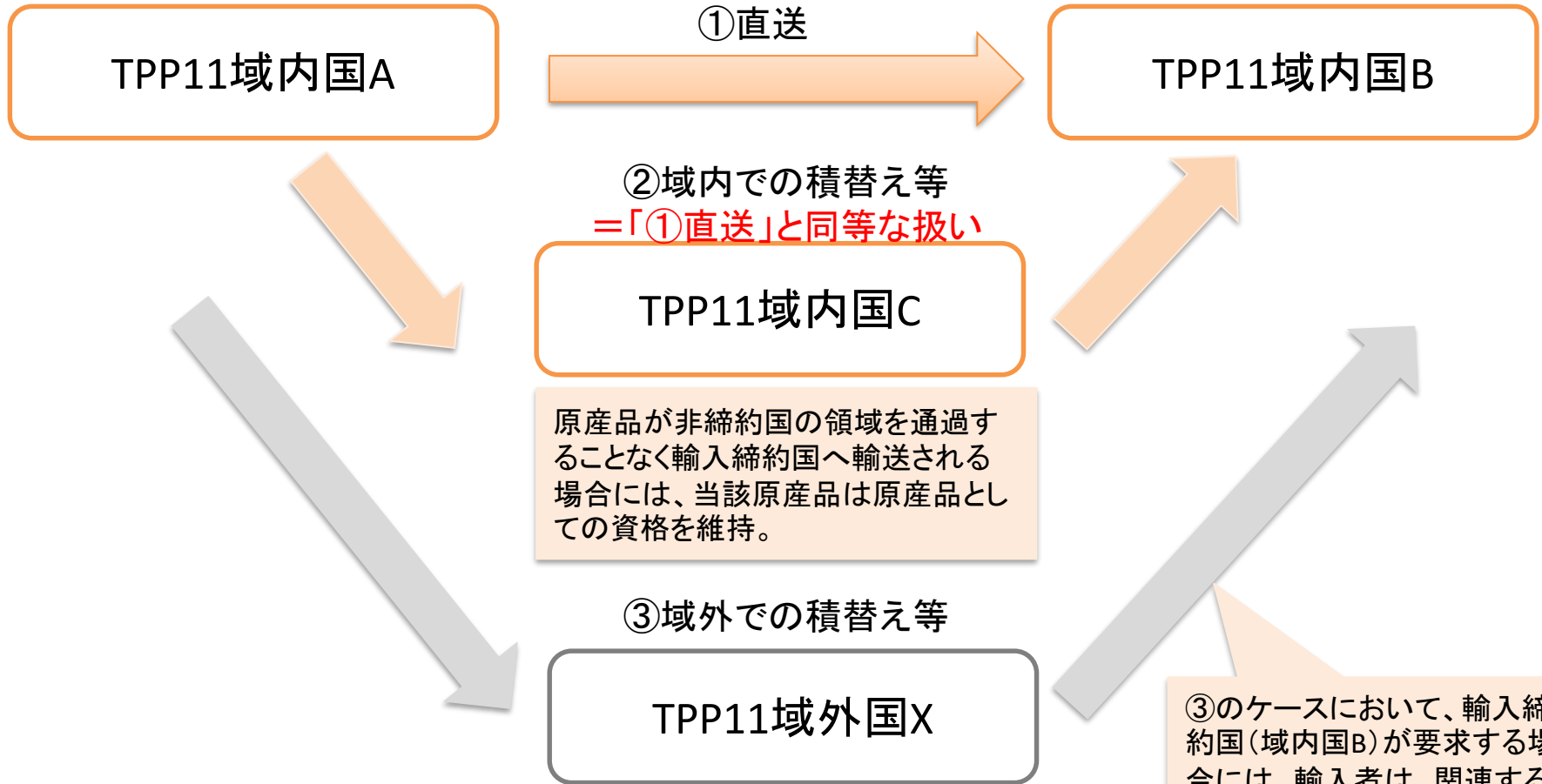
図表4-33 積送基準(変更の禁止)



経由先で許容される作業：

- 産品の蔵置又は展示（第三国において税関の監視のもとに置かれている場合）
- 輸出者（又はその責任）による貨物の分割（第三国において税関の監視のもとに置かれている場合）
- 輸入側のEU加盟国から要求されるマーク、ラベル等の書類添付、又は施す工程
- 原産品を良好な状態で保存するために必要なその他の作業

協定原産 = Made in TPP11



原産品が非締約国の領域を通過することなく輸入締約国へ輸送される場合には、当該原産品は原産品としての資格を維持。

③のケースにおいて、輸入締約国(域内国B)が要求する場合には、輸入者は、関連する書類(輸送書類、(蔵置する場合には)蔵置又は税関の書類等)を提出する義務を負う。

- 非締約国経由(③)では原産品に対していかなる作業も行われないこと。
- ただし、積卸し、ばら積み貨物からの分離、蔵置、輸入締約国の要求に基づいて行われるラベル又は証票による表示及び原産品を良好な状態で保存するため又は輸送に必要なその他の作業は許容される。
- 当該非締約国の税関の監督下に置かれていること。

締約国原産 = Made in Japan



【RCEP】

- 経由先(②、③)では原産品に対してさらなる加工が行われないこと。
- ただし、以下の物流に関わる作業に係る活動は認められる。
積卸し、蔵置、当該原産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国へ当該原産品を輸送するために必要な他の作業
- 中間締約国または当該非締約国の税関の監督下に置かれていること。

【RCEP】

②、③のケースにおいては、
 経由国の税関の書類又は輸入締約国の税関が要求する書類(*)のいずれかを輸入国税関に提出
 (*) 商業船積書類又は輸送貨物に関する書類(航空貨物輸送状、船荷証券、複合輸送に関する書類、産品に関する商業送状の原本の移し、財務記録、非加工証明書が例示されている。

15. 包装材料及び容器、附属品、間接材料、 セットの扱い(日米貿易協定)

包装材料・容器・附属品・間接材料等の扱い

- 輸出産品が、完全生産品か品目別規則を満たすかどうかの判断にあたり、次のものについては、考慮する必要はありません。
 - ✓ 産品とともに分類される小売用の包装材料と容器
 - ✓ 輸送用の梱包材料と容器
 - ✓ 附属品・予備部品・工具・解説資料その他の情報資料のもので、産品について慣習的なもので、産品とともに分類、納入され、インボイス(仕入書)が産品と別立てされていない場合
 - ✓ 生産や検査等に使用され物理的に組み込まれていない間接材料や、産品の生産に関連する建物の維持や設備の稼働のために使用される間接材料

セット

- 複数の産品から成る「セット」は、以下の条件を満たせば原産品となります。
 - ① 統一システムの解釈に関する通則3の適用により関税分類が決定されるセットの場合、セットに属する各産品がそれぞれ原産品であり、かつ、セットと各産品が適用される他の原産地規則の要件を満たすこと。
 - ② ①の場合でも、統一システムの解釈に関する通則3の適用によるセットに含まれる非原産品の価額がセットの価額の10%を越えない場合。

15-2. 附属品等、小売用又は輸送用のこん包材 及びこん包容器の扱い(日EU・EPA)

- 品目別原産地規則(PSR)のうち、**付加価値基準**を選択した場合には、**製品**とともに取引される**附属品・予備部品(スペア)・工具・マニュアル**及び、**小売用**の**こん包材料・こん包容器**については、PSRの付加価値基準に基づき原産性の判定を行う際に、**域内原産割合(RVC)**又は非原産材料の**最大価額割合(MaxNOM)**の計算に当該製品とともに取引される**附属品**や**小売用のこん包材料等**の価額を加算する必要がある。
- 一方で**完全生産品**、**原産材料のみから生産される製品**、そして品目別原産地規則(PSR)のうち、**関税分類変更基準**及び**加工工程基準**を選択した場合は、これらの原産性を**考慮する必要はない**。
- **輸送用のこん包材料・こん包容器**については、原産性を判断する基準に関らず、**考慮は不要**。
(ジェトロ『日EU・EPA解説書』p72より抜粋)

原産地規則		附属品・予備部品・ 工具・マニュアル	こん包材・容器 (小売り用)	こん包材・容器 (輸送用)
完全生産品、原産材料のみから生産される製品		×	×	×
品目別原産地規則 (PSR)	関税分類変更基準	×	×	×
	付加価値基準	○	○	×
	加工工程基準	×	×	×

16. 税関 原産地規則ポータル

税関サイト ▶

原産地規則ポータル

原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事前教示 事後確認

原産地規則ポータル

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して、原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

目的別に探す

- 原産地規則とは
- 協定・法令等
- 原産地証明手続
- 事前教示
- 事後確認
- 品目別原産地規則の検索**
- 輸出相談 (自己申告制度)
- 様式見本 (自己申告制度)
- パンフレット・お知らせ
- お問合せ・その他のリンク

<http://www.customs.go.jp/roo/>

税関サイト ▶

原産地規則ポータル

原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事前教示 事後確認

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

>> 国名 / Country

>> 品目 / Items

HSコード上位4桁もしくは6桁、ドットなしで入力してください。
Please enter the HS code in 4 or 6 digit without a dot (.)

検索 Search リセット/Reset

(参考)HSバージョンと協定の結びつき表

HS2002	目シンガポール経済連携協定 / Japan-Singapore EPA
	目メキシコ経済連携協定 / Japan-Mexico EPA
	目マレーシア経済連携協定 / Japan-Malaysia EPA
	目フィリピン経済連携協定 / Japan-Philippines EPA
	目チリ経済連携協定 / Japan-Chile EPA
	目タイ経済連携協定 / Japan-Thailand EPA
	目ブルネイ経済連携協定 / Japan-Brunei EPA
	目インドネシア経済連携協定 / Japan-Indonesia EPA
	目アセアン包括的経済連携協定 / ASEAN-Japan CEPA
	目ベトナム経済連携協定 / Japan-Vietnam EPA
HS2007	目スイス経済連携協定 / Japan-Switzerland EPA
	目インド包括的経済連携協定 / Japan-India CEPA
	目ペルー経済連携協定 / Japan-Peru EPA
HS2012	目オーストラリア経済連携協定 / Japan-Australia EPA
	目モンゴル経済連携協定 / Japan-Mongolia EPA
	TPP11 (CPTPP) 協定 / Comprehensive and Progressive agreement for Trans-Pacific Partnership(CPTPP)
	地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 / Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement
HS2017	目EU経済連携協定 / Japan-EU EPA
	目米貿易協定 / Trade Agreement Between Japan and the United States of America
	目米貿易協定(米印暫) / Trade Agreement Between Japan and the United States of America
	目英包括的経済連携協定 / Japan-UK CEPA
	目タイ経済連携協定 / Japan-Thailand EPA ※2022.1.1

本サイトご利用上の注意 / Notice on the use of this site
本サイトに掲載している情報につきましては、あくまで参考としてご利用ください。実際の輸入手続きにあたっては、各経済連携協定をご確認ください。
Information provided on this site is for reference only. Please refer to the legal text of EPAs for confirmation and greater certainty.

17. ジェトロ「原産地証明ナビ」の概要

中国・韓国との間では初の経済連携協定となるRCEPの発効を控えているなど、企業のEPA/FTA（以下、EPA）利用の重要性が高まっています。輸出やEPA利用にあたって必要な書類作成に、本ツールをぜひご活用下さい。

輸出やEPAを利用するにあたって必要な書類を正確かつ効率的に作成できるようサポートします。

簡単に、効率的に書類作成できる機能

- 案内に沿って必要情報を入力することで書類を作成
- 自動計算によって簡易的に原産性を判定
- 企業情報や商品情報を蓄積し、入力の手間を削減

輸出やEPA利用に必要な書類を作成

- EPA利用に必要な根拠書類（対比表、計算ワークシート等）
- 日EU・EPA、CPTPP、日英EPAの原産地証明書類
- 一般的なインボイス・パッキングリスト

こんな方にオススメです

- 根拠書類やインボイス等の作成を効率化したい
- EPAの原産地証明を実践的に理解したい
- 社内での貿易実務の体制を整えたい

※「原産地証明ナビ」は全て無料でご利用頂けます。
※ご利用にあたってはあらかじめ末尾の注意事項をご確認下さい。

3. 原産地規則を満たしているか確認します 取引情報を転記 根拠資料プレビュー

関税分類変更基準＋付加価値基準に基づく原産性の確認 ▲薄い黄色のセルに取引情報が転記されます ▲根拠書類の様式を確認できます ▲1-

書類作成日 2021年3月10日 今日の日付を入力

1. 発行者の情報		法人番号	住所	電話番号	メールアドレス	部署・役職
発行者	ABC商事	123456789	赤坂1-12-32東京都港区	***-****-****	hanako@abc.co.jp	国際営業部

2. 生産者の情報		法人番号	最終加工工場(工場)名称	最終加工工場(工場)住所
生産者	EFG製作所	123456789	大宮工場	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5

3. 原産地特定を行う輸出品の情報		HSコード(8桁)	商品名	判定実行番号	(関税の商品がある場合) 判定実行番号≠複数入力可	完成品価格(円)
HSコード	220890	みりん				500

4. 協定名・適用した原産地規則の帰属		協定名	付加価値基準の基準	関税(%)	関税分類変更基準の基準	原産地規則番号	一般・品目別規則
協定名	ベトナム	日ASEAN・EPA	RVC(控除方式)	40	CTH(上級レベルの変更)		

関税分類変更基準対比表 プレビュー ※赤枠の下辺をドラッグして、印刷範囲を調整して下さい。

戻る PDFで出力

利用者の情報	取引先情報	法人番号	23456789
生産者の情報	生産者	法人番号	123456789
原産地特定を行う輸出品の情報	HSコード	商品名	みりん
協定名・適用した原産地規則の帰属	CPTPP(TPP11)	付加価値基準	RVC(控除方式)
材料・商品の原産性の確認	No.	①材料/商品名	②付加価値基準
①	1	メープルシロップ・加工品(調剤)	7218
②	2	国産産物(非農産物)	4004
③	3	国産産物(農産物)	7208
④	4	関税物品(付加価値基準)	7208
⑤	5	メープルシロップ(加工品)	7208
⑥	6	国産産物(非農産物)	7208
⑦	7	メープルシロップ(加工品)	7208
⑧	8	メープルシロップ(加工品)	7208

Certification of Origin (CPTPP)

Date March 30, 2021

Certificator Hanako Boeki ABC Trading Co., Ltd. Overseas Business Div. 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo TEL +81-***-****-**** Email hanako@abc.co.jp JAPAN	2. Exporter Hanako Boeki ABC Trading Co., Ltd. Overseas Business Div. 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo TEL +81-***-****-**** Email hanako@abc.co.jp JAPAN
3. Producer EFG Manufacturing Co., Ltd. EFG Manufacturing Co., Ltd. 1-7-5 Sakuraguchu Omiya ward, Saitama city, Saitama TEL +81-***-****-**** Email JAPAN	4. Importer Ms.*** XYZ Co., Ltd. Hanoi branch Director, Trade Div Corner Stone Building, Phan Chu Trinh, Hoàn Kiếm, Hà Nội, Vietnam TEL +81-***-****-**** Email nguyen@xyz.com Vietnam

18. 「原産地証明ナビ」の利用方法

「原産地証明ナビ」では、商品情報・企業情報をあらかじめリストに登録することで、都度の書類作成での入力の手間を省けるようになっています。以下の手順に従って、必要事項の入力を進め、書類を作成して下さい。

ステップ1
企業リスト・
商品リストの登録

①輸出者や生産者の日本側企業、②輸出先となる外国企業の情報、③輸出商品の情報をそれぞれのリストに登録します。
リストに登録することで、企業情報や商品情報を都度入力する手間を省けます。

ステップ2
取引情報シート
を入力

「取引情報シート」では、個々の取引に応じて、取引企業や製品を選択します。ステップ1のリストに登録した企業情報や製品情報がドロップダウンの選択肢になっているため、その中から選択します。

ステップ3
根拠書類・原産地
申告書・インボイス
等の必要情報を入力

各原産地規則に基づく根拠書類や原産地申告書等、必要な書類に応じてシートを選択し、情報を入力します。「取引情報シート」で選択した企業情報・商品情報は「取引情報を転記」をクリックすることで、転記することができます。

ステップ4
書類を確認して出力

ステップ3のシートで、「プレビュー」をクリックすると書類の様式を確認することができます。
プレビューで確認の上で、「PDFで出力」をクリックすると、書類がPDF形式で出力されます。

入力することで効率化（省略可）

書類作成のために入力必須

※単発の取引など、リストに登録した情報を引用する必要がない場合は、ステップ1・2を入力せずに、ステップ3・4のみ入力すれば、書類の作成は可能です。ステップ1・2で登録した情報は、ステップ3で修正可能です。

19. 「原産地証明ナビ」機能の紹介①

「原産地証明ナビ」では、EPA利用や輸出にあたって、より正確かつ効率的に書類が作成できるよう機能を盛り込んでいます。必要に応じた機能をご利用頂き、日々の業務にお役立て下さい。

□ 自動計算によって簡易的に原産性を判定

3. 原産地規則を満たしているか確認します

取引情報を転記

根拠資料プレビュー

全てクリア

関税分類変更基準 + 付加価値基準に基づく原産性の確認

▲薄い黄色のセルに取引情報が転記されます ▲根拠書類の様式を確認できます ▲1.~6.の記載事項を全て削除します

6. 材料/部品の原産性の確認

RVC (控除方式) 計算式: (FOB価額 - 非原産材料価額) ÷ FOB価額 × 100

算出される値	≧	協定上の関値 (%)
80		40

RVC (控除方式) 40%と4桁レベルの変更を満たしています
※判定結果を保証するものではありません

No.	1 材料/部品名	2 HSコード	3 HS変更の確認	4 原産/非原産	5 材料/部品価格 (円)	6 関税分類変更基準 (1~6)	7 付加価値基準 (7)	8 関税分類 + 付加価値基準 (8)	9 記載有無 (9)
a1	熱水	100630	○	原産 (日本)		○	○	○	○
a2	米こうじ	210690	○	原産 (日本)		○	○	○	○
a3	醸造アルコール	220710	○	非原産	100	○	○	○	○

入力した原産地規則や内容品 (部材) の情報を基に、原産地規則を満たしているか (EPAを利用できる資格があると判断できるか) を簡易的に確認できます。記載内容に不備があれば、その部分がエラーとして表示されます。

□ 商品情報・企業情報を自動転記

トップページ

①輸出者・生産者リスト

②輸入者リスト

③商品リスト

取引情報フォーム

関税分類変更基準

付加価値基準

関税分類 + 付加価値基準

原産地申告書 紙・インボイス等

戻る

進む

3. 原産地規則を満たしているか確認します

取引情報を転記

根拠資料プレビュー

関税分類変更基準 + 付加価値基準に基づく原産性の確認

▲薄い黄色のセルに取引情報が転記されます ▲根拠書類の様式を確認できます ▲1.~6.の記載事項を全て削除します

書類作成日

2021年3月10日

今日の日付を入力

1. 判定依頼者の情報

判定依頼者	法人番号	住所	電話番号	メールアドレス	部署・役職
ABC商事	123456879	赤坂1-12-32東京都港区	***-****-****	hanako@abc.co.jp	国際営業部

2. 生産者の情報

生産者	法人番号	最終加工地 (工場) 名称	最終加工地 (工場) 住所
EFG製作所	123456879	大宮工場	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7-5

「取引情報を転記」をクリックすることで、取引情報シートで選択した企業情報・商品情報が転記されます。

19. 「原産地証明ナビ」機能の紹介②

□ EPA利用にあたっての解説を掲載

1. 輸出する商品のHSコードを特定します

HSコードとは輸出入の際に商品进行分类するコードで、これに基づいて関税率や原産地規則が決められています。
HSコードは上2桁、上4桁、上6桁の順に商品分類が細分化され、合計6桁は世界共通のコードです。

HSコード概念図：乗用車のホイールの場合

世界共通コード

日本から輸出する乗用車ホイールは
「**8708.70.000**
(車輪並びにその部分品及び附属品)」
という番号に分類されます。
(「輸出統計品目表」より)

類：2桁 87 <small>(車両及び部分品)</small>	項：4桁 87.06 <small>(原動機付きシャシ)</small> 	号：6桁 8708.21 <small>(シートベルト)</small> 
87 <small>(車両及び部分品)</small>	87.07 <small>(車体)</small> 	8708.30 <small>(ブレーキ)</small> 

HSコード (輸出の統計番号)

8708.70.000

(車輪並びにその部分品及び附属品)

「解説編」として、EPA利用にあたっての簡単な手順を解説しています。

詳細は、ジェトロのウェブサイトにある各EPAの解説書等の資料にてご確認ください。

□ 様々な書類を作成可能

関税分類変更基準 + 付加価値基準対比表
プレビュー ※青枠の下辺をドラックして、印刷範囲を調整

1. 判定依頼者の情報			
判定依頼者	法人番号		
ABC商事	123456789		
2. 生産者の情報			
生産者	法人番号	最終加工地 (工場) 名称	
EFQ製作所	123456789	大宮工場	埼玉県
3. 原産地判定を行う輸出品の情報			
HSコード (8桁)	商品名	判定受付番号	(判別) 業
220990	みりん		
4. 協定名・適用した原産地規則の検証			
協定名	協定	付加価値基準適用率	(協定) (%)
ペトナム	日ASEAN + EPA	FVC (協定率)	40
5. 付加価値基準による原産性の検証			
FOB税率	非原産材料比率	算出される原産率 (%)	
500	200	80	

No.	①材料/部品名	②HSコード	③原産/非原産	④材料/部品価格 (円)
a1	糯米	100930	原産 (日本)	
a2	米こうじ	210990	原産 (日本)	
a3	結晶アルコール	220710	非原産	100
No.	①原料材料費用			②価格 (円)
b1	生産コスト・経費			100
b2	利益			100

日EU・EPAインボイス (原産地申告文あり) PDFで出力

INVOICE				
Sender		Order No.		Date
Hanako Boki ABC Trading, Co., Ltd. 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo		ABC124587		March 30, 2021
Overseas Business Div.		Shipped Per		
TEL +81-3-XXXX-XXXX		ABC forwarder		
Email hanako@abc.co.jp		Tracking No.		
		AW789456123		
JAPAN		Terms of Payment		
		T/T		
Receiver		Trade Terms		
Ms*** XYZ Co., Ltd. Hanoi branch Corner Stone Building, Phan Chu Trinh, Hoan Kiem, Ha NG.		FOB		
TEL +81-3-XXXX-XXXX		Remarks		
Email nguyen@xyz.com				
Description	HS code	Quantity	Unit Price	Amount
1 Wire harness	854430	10	1,000	10,000
2 Metal mold	848041	10	20,000	200,000
3 Mirin (Sweet sake made from rice)	220990	10	500	5,000
Number of pieces		2		
Gross weight (Kg)		120kg		
Signature				
		Hanako Boki ABC Trading, Co., Ltd.		
Total amount		JPY 215,000		
Statement of Origin (Japan-EU Economic Partnership Agreement)				
Period:				
The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No. 12321231) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin.				
Origin criteria used: Cf. G3.				
Place and date: 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo / March 30, 2021				
Printed name of the exporter: ABC Trading, Co., Ltd.				

パッキングリスト (原産地申告なし) PDFで出力

PACKING LIST				
Sender		Order No.		Date
Hanako Boki ABC Trading, Co., Ltd. 1-12-32 Akasaka Minato-ward, Tokyo		ABC124587		March 30, 2021
Overseas Business Div.		Shipped Per		
TEL +81-3-XXXX-XXXX		ABC forwarder		
Email hanako@abc.co.jp		Tracking No.		
		AW789456123		
JAPAN		Remarks		
Receiver		Trade Terms		
Ms*** XYZ Co., Ltd. Hanoi branch Corner Stone Building, Phan Chu Trinh, Hoan Kiem, Ha NG.		T/T		
TEL +81-3-XXXX-XXXX				
Email nguyen@xyz.com				
Description	Quantity	Net Weight	Case No.	Remarks
1 Wire harness	10	12kg		
2 Metal mold	10	100kg		
3 Mirin (Sweet sake made from rice)	10	4kg		
Number of Pieces		2		
Gross Weight		120kg		
Net Weight		120kg		
Signature				
		Hanako Boki ABC Trading, Co., Ltd.		

原産地規則に基づく根拠書類

日EU-EPA原産地申告書類 (インボイス)

パッキングリスト

20. 「原産地証明ナビ」アンケートと注意事項

□ アンケートのお願い

本ツールをより多くの利用者の方に効果的にご活用頂くため、以下のWebページ上からアンケートをお願いしています。頂いたご意見を元に、今後改修をおこない、アップデート版を随時公開する予定です。なお、利用者の方の個別事情に応じた改修には対応できかねますのでご了承下さい。

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/csb/epa_support

□ 注意事項・免責事項

- 原産性の判定機能がありますが、利用者ご自身で入力された原産地規則に基づいて簡易的に判定するものですので、判定された原産性の有効性、正確性、完全性及び有用性を保証するものではありません。
- 各書類の様式を掲載していますが、取引形態や商習慣、相手国の事情、輸送業者や輸出先企業、税関当局等の要請等に合わせ、適切な修正を加えてご利用下さい。より効率的かつ正確に書類を作成できるよう、関数やマクロを組んでいます。関数やマクロが置き換えられると通常どおりに機能しない場合があります。
- 各シートを「シート保護」しているため入力箇所以外は修正できないよう設定しています。パスワードは設定していませんので、シートの保護を解除することで、利用者ご自身の責任で適宜修正が可能です。
- 本ツールで提供している情報は、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、利用者のご判断・責任においてご使用下さい。
- 本ツールで提供した内容により又はそれに関連して、利用者が何らかの不利益、損失、損害等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- 本ツールの無断での転載・複製等を禁じます。
- 本ツールの提供を予告なく中断・停止等し、又は本ツールの内容を予告なく変更等することがあります。

ご清聴ありがとうございました。

— お問い合わせ —

日本貿易振興機構(ジェトロ)
貿易投資相談課

電話 : 03-3582-4943 (EPA相談窓口)

<https://www.jetro.go.jp/services/advice.html>

不許複製 禁無断転載